

○参酌すべき基準等【下水道法施行令：昭和34年政令第147号／抜粋】

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第五条の八 排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の措置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

※国土交通省令で定めるもの【下水道法施行規則：昭和42年建設省令第37号／抜粋】

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第四条の三 令第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入る恐れのない構造のもの
 - 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 令第六条に規定する基準
 - ロ 大腸菌が検出されないこと。
 - ハ 濁度が二度以下であること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

※国土交通大臣が定める措置【国土交通省告示第1291号：平成17年10月26日】

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条の八第五号（同令第十七条の九において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

（用語の定義）

第一条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 レベル一地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- 二 レベル二地震動 施設の供用期間内に発生する確率が低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- 三 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）をいう。
 - イ 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
 - ロ 損傷した場合に二次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設
- 四 その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

（耐震性能）

第二条 重要な排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- 一 レベル一地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- 二 レベル二地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理能力の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第一号に定めるとおりとする。

（下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置）

第三条 下水道法施行令第五条の八第五号の国土交通大臣が定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- 一 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第四号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合において、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- 二 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方変動が生ずるおそれがある場合にお

いては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

三 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

四 前三号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水施設の構造の基準)

第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、**国土交通大臣が定める数値**を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。

三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。

四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

五 ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

六 雨水流域下水道の雨水の流量を調整するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

※**国土交通大臣が定める数値**【国土交通省告示第262号：平成16年3月12日】

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第五条の九第一号の国土交通大臣が定める排水管の内径の数値は百ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、三十ミリメートル）とし、同号の国土交通大臣が定める排水渠の断面積の数値は五千平方ミリメートルとする。

(処理施設の構造の基準)

第五条の十 第五条の八に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

※国土交通大臣が定める措置【国土交通省告示第186号：平成24年2月21日】

下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号)第五条の十第二号の規定に基づき、国土交通大臣が定める措置を次のように定める。

- 一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- 二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- 三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(適用除外)

第五条の十一 第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。

※第五条の六の規定【下水道法施行令：昭和34年政令第147号／抜粋】

(適用除外)

第五条の六 前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調整すること。

二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調整すること。

四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔さを保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

※国土交通大臣及び環境大臣が定める措置

【国土交通省・環境省告示第1号：平成24年2月21日】

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第十三条第六号の規定に基づき、国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を次のように定める。

一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置